

雇用保険の失業等給付金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 1 5 0 5 万円
(前年度 1 件 2 4 5 7 万円)

1 保険給付の概要

雇用保険は、雇用保険法等に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

そして、失業等給付金には、求職者給付、就職促進給付等の4種の給付がある。求職者給付には基本手当等7種の手当等があり、このうち基本手当は、受給資格者^(注1)が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。就職促進給付には再就職手当等8種の手当等があり、このうち再就職手当は、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の1/3以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注1) 受給資格者 65歳未満の被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

2 検査の結果

^(注2)
検査の結果、8労働局の33公共職業安定所(安定所)管内における受給者50人については、事実と相違した失業認定申告書等により、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する失業等給付金計1505万円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付の種別に示すと次のとおりである。

① 求職者給付

28安定所管内の受給者43人に対する基本手当の支給額計2615万円のうち計523万円は、支給の要件を満たしていなかった。

② 就職促進給付

20安定所管内の受給者20人に対する再就職手当の支給額計982万円の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

(注2) 8労働局 北海道、茨城、東京、愛知、三重、島根、広島、宮崎各労働局

<事例>

名古屋東安定所は、受給者Aから、平成30年6月15日に就職したとする失業認定申告書等の提出を受けて、これに基づき、基本手当等計126万円の支給決定を行っていた。しかし、実際には、受給者Aは同月8日に就職していたのに、上記のとおり同月15日に就職したと偽って申告したことから、受給者Aに対する基本手当等計92万円が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

労働局名	安 定 所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	円	円
北海道	旭川等 6	90	8	398万	123万
	旭川等 4	34	4	135万	135万
	小計			533万	258万
茨城	常総等 2	44	2	58万	16万
	龍ヶ崎	26	1	41万	41万
	小計			99万	57万
東京	大森等 4	122	6	375万	187万
	三鷹	30	1	89万	89万
	小計			464万	277万
愛知	名古屋東等 3	184	3	79万	25万
	名古屋東等 5	242	5	375万	375万
	小計			454万	400万
三重	四日市等 3	139	6	304万	34万
	四日市等 3	118	3	152万	152万
	小計			457万	187万
島根	松江等 2	86	3	132万	14万
	浜田等 2	47	2	51万	51万
	小計			184万	65万
広島	広島西条等 5	269	8	853万	30万
	広島西条等 2	128	2	78万	78万
	小計			932万	108万
宮崎	延岡等 3	120	7	413万	91万
	延岡等 2	55	2	58万	58万
	小計			471万	149万
求職者給付計	28か所	1,054	43	2615万	523万
就職促進給付計	20か所	680	20	982万	982万
合計				3598万	1505万

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ33か所、50人である。